

令和8年度新座市保育施設利用申込確認票（市外在住者・転入予定なしの方用）
保育利用申込みに当たり、以下の確認事項を必ずご確認くださいのうえ、「承諾した」に○をつけてください。

確認事項		○をつけてください。
必須 確認 事項	保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を受けなければ保育施設の利用はできません。また、保育の必要性において、各事由に該当しない場合や申請書類に不備がある場合は認定できません。	承諾した
	保護者の保育の必要性の事由で該当する書類（就労の場合は就労証明書等）を添付してください。就労証明書及び診断書は、証明日が提出日から3か月以内のものが有効となります。	承諾した
	利用調整の際に、同一指数による判定となった場合、保育施設の希望順位が影響する場合があります。	承諾した
	利用調整の結果、入所が内定した場合は、郵送にて通知します。入所保留となった場合には、お住まいの自治体を通して通知を送付します。	承諾した
	申請は年度内有効となります。申請時と状況が変わった場合（就労内容や家庭状況等）は、すみやかにお住まいの自治体を通して、保育課に必要書類を提出してください。	承諾した
	入所内定後、申請書類の内容と事実が異なる（就労条件の変更や転職、離職、児童の健康状態等）ことが判明した場合、入所内定取消しまたは退園となります。	承諾した
	お子様の状態により入所内定後の施設での面談で通常保育での対応が難しいと判断された場合は、定員に空きがあったとしても施設の受入体制が整うまで入所をお待ちいただくか、または、受入不可となる場合があります。	承諾した
	入所後、申請書類の内容と同じ家庭状況、就労状況が続くことが入所の条件となります。	承諾した
	利用する園によっては、保育料以外にその他費用がかかる場合があります。	承諾した
	入所後、園に慣れるまでの間、短時間保育（慣れ保育）があります。	承諾した
	内定を辞退した場合、次月以降の入所選考において、利用調整時に減点となります。	承諾した
	公立保育園（6園）は申込みできません。	承諾した
申請児童の世帯情報や健康状態について、関係する部署及び施設間で情報の提供・取得することがあります。	承諾した	
該 当 者 の み 確 認	お子様に障がいのある方や発達に心配があり相談を受けている方 入所内定後の施設での面談で受入不可となることを避けるため、申請前に希望保育施設へ相談・見学を行い、受入可能と判断された保育施設を希望園としてご記入ください。また、受入に当たり職員を加配することとなった場合には、保育時間は加配の職員態勢が整っている時間内となります。	承諾した
	令和7年1月1日に新座市に住民登録がない方 令和7年度市民税課税（非課税）証明書を添付した。 ※利用調整において、同一指数による判定となった場合、必要となります。	承諾した
	満65歳未満の祖父母と同居（同住所世帯分離含む）している方 満65歳未満の祖父母の保育の必要性の事由を証明する書類を添付してください。提出が無い場合、利用調整時に減点となります。	承諾した
	市内認可保育施設に就労又は就労内定の方 市内認可保育施設に保育士として1年以上就労を継続することに同意し、保育士就労継続同意書及び保育士証等の写しを添付した。なお、同意したにもかかわらず1年未満で離職した場合、事実が判明した月末をもって退園となります。	承諾した
	現在妊娠中の方 母子手帳の写しの提出が必要となります。※出産予定日をご記入ください。（令和 年 月 日）	承諾した
	妊娠・出産でお申込みの方 支給認定証の有効期間は出産予定月とその前後2か月を含む計5か月間となり、その期間を超える利用は原則認められず、再度、入所を希望する場合は新規の申請が必要となります。期間終了後に途切れなく保育の必要性の事由（求職要件、育児休業中は除く）がある場合は、退園することなく継続して在園することができます。	承諾した
	就労要件でお申込みの方 就労要件でお申込みの場合、入所後も提出した就労証明書と同条件で勤務が続けることが条件です。入所後、又は入所月までに転職・退職をしたり、勤務日数・時間が短くなっている場合、入所内定取消し又は退園となります。また、内定した場合は、内定先の園に就労証明書の写しを提供します。	承諾した
	育児休業を取得中及び取得予定の方 育児休業中の申請で入所が決まった場合、入所月内又は入所月の翌月1日までに申請時と同条件の契約で育児休業を取得した会社に復職できなければ、入所内定取り消し又は退園となります。※復職後の就労条件が変更になる場合は、申請時に必ずご相談ください。	承諾した
	育児休業取得中で転園を希望する方 育児休業中の転園申請はできませんが、入所月の翌月1日までに育児休業から復帰する場合には転園の申請は可能です。（下のお子様の保育先の預け先等が必要です。） ※ただし、小規模保育施設を卒園するお子様については、この限りではありませんが、3歳以上の保育施設の利用について保証するものではありません。	承諾した
	求職活動中の方 入所後、2か月と10日以内に就労（内定）証明書を提出し、入所3か月以内に就労する必要があります。 2か月と10日以内に条件を満たす就労（内定）証明書の提出がない場合には、入所後3か月で退園となります。	承諾した
	一時保育、認可外保育施設、家庭保育室、勤務先託児所等を利用されている方 保育施設等在室証明書を添付した。また、条件を満たしている場合、利用調整の際に加点の対象となりますが、提出が無い場合、加点の対象となりません。	承諾した
	保育施設に入所できなかった場合に、育児休業を延長することを許容している方 育児休業延長を許容できる旨の申立書を添付してください。また、育児休業給付金の申請に伴い、保育施設利用申込書の写しが必要となりますので、申込前に写しをご自身で取得してください（新座市では申込受付時に写しの提供はしません。）。育児休業給付金の申請に係る詳細については、職場またはハローワークへお問合せください。	承諾した
以上の事項についてすべて確認し、了承したうえで保育施設の利用申込みをします。 令和 年 月 日 保護者氏名 _____		